

戦略的国際展開と国際貢献の強化

第1節 インフラ・システム輸出の促進

アジアをはじめとする新興国においては、めざましい成長の中、今後大きなインフラ需要が見込ま れている。我が国が培ってきた技術と経験を活かしたインフラ・システムを輸出していくことによっ て、これら新興国等の成長を取込むことは、我が国が成長を継続していくための重要な課題である。

国土交通省では、インフラ・システム輸出を促進するため、トップセールスの展開や各種協議会を 活用した官民での情報収集、我が国の制度・基準等のソフトインフラの展開、資金調達のための支援 等を行っている。これらの取組みを通じて、プロジェクト構想段階から我が国企業等への総合的・戦 略的な支援を実施し、具体的案件の受注を目指すとともに、我が国のインフラ関連産業の国際競争力 強化を図っている。

🚺 トップセールスの展開

我が国事業者による各種プロジェクトの受注を目指して、相手国政府とのハイレベル協議やセミ ナーの開催、相手国要人・政府行政官の招へい等による働きかけなどのトップセールスを積極的に実 施している。平成24年度における主な取組みは以下のとおりである。

(1) タイ

平成24年10月に国土交通大臣が訪問し、首相との会談において、高速鉄道整備における日本の強 みをアピールするとともに、日タイ間の防災協働対話の実現について意見交換を行った。さらに、タ イ運輸大臣との間で鉄道分野の協力に関する覚書を締結し、鉄道分野のノウハウ共有やセミナーの共 催等を行うこととした。

(2) ベトナム

平成24年10月に国土交通大臣が訪問し、ビンズン省人民委員長との会談において、日本企業が取 り組んでいる新都市開発における街づくりや、ベトナムにおけるエコシティ開発に関する協力につい て意見交換を行った。

(3) インドネシア

平成24年10月に開催された首都圏投資促進特別地域(MPA)^注第3回運営委員会において、国土 交通副大臣と経済担当調整大臣等との間で、鉄道・港湾・空港・下水道等の各MPAプロジェクトを 円滑かつ早期に実現するための協力を進めていくことが合意された。同年9月には、日・インドネシ ア建設会議への出席のためインドネシア公共事業副大臣が来日し、国土交通副大臣との会談におい 第 9 章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

注 我が国とインドネシアとの連携の下、ジャカルタ首都圏のインフラ開発等を加速化するため、「首都圏投資促進特別地域 (MPA)構想に関する協力覚書」(平成22年10月に外務省、経済産業省、国土交通省が署名)に基づき、インドネシア関 係閣僚との間で、同国のインフラ案件及び投資制度を協議する枠組み。

て、建設分野における協力関係を一層強化することなどを確認した。

(4) ミャンマー

平成24年11月に運輸大臣が訪日し、国土交通大臣との会談において、交通分野における連携緊密 化について覚書を締結した。25年2月には、建設大臣を日本に招へいし、国土交通大臣との会談に おいて、道路分野における連携強化について覚書を締結した。

(5) インド

平成24年5月に、国 土交通副大臣が訪印し、 インド道路交通閣外大臣 らとの会談において、道 路分野における協力関係 を推進することで一致し た。25年2月に国土交 通副大臣が訪印し、高速 鉄道セミナーを開催した。

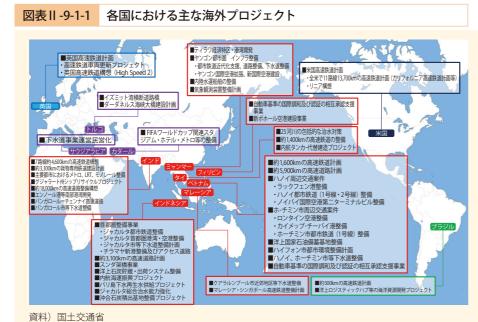
(6) ブラジル

第9章

と国際

貝献の強化

平成24年5月に、国 土交通大臣とブラジル開 発商工大臣が海洋開発・



海事分野の協力覚書を締結し、同分野における両国間の協力関係の強化を図った。

(7) カタール

平成25年2月に、日・カタールインフラセミナーへの出席のためカタール行政監督庁長官が来日 し、国土交通大臣との会談において、2022年FIFAワールドカップ開催に向けたカタールにおけるイ ンフラ整備をはじめとする両国協力関係の一層の発展等を確認した。

(8)米国

平成24年7月に、国土交通副大臣が訪米し、米国運輸副長官をはじめとする要人との会談におい て、高速鉄道整備計画に対する日本の協力を表明するとともに、航空の安全分野における日米の協力 強化等を確認した。また、25年2月の日米首脳会談では、内閣総理大臣が超電導リニア技術の導入 について提案を行った。



鉄道の母国・英国に学んだ日本の鉄道が新橋~横浜間に開業して140年を迎えた、平成24年7

月、英国の高速鉄道車両更新プロジェクト(IEP:Intercity Express Programme)について、日立製 作所等の企業連合が受注しました。本プロジェクトは、英国鉄道史上最大規模であり、事業規模 は約45億ポンド(約5,400億円(1ポンド120円で換算))、約600両に及ぶ車両を納入するとと もに、約30年の車両保守業務等を行うものです。

我が国の鉄道は、英国人技師の指導の下に建設され、機関車も英国から輸入するなど、英国の 技術を導入してつくられてきた歴史があります。今日では、独自の技術開発と経験を積み重ね、 新幹線においては、乗客の死傷者数開業以来48年間ゼロ、平均遅れ時間1分未満といった世界屈 指の安全性と信頼性を誇るまでに成長しました。

英国における鉄道システムの更新プロジェクトが構想されていた際には、欧州市場は世界の主 要メーカーが席巻しており、我が国企業の進出は困難との見方もありました。しかし、我が国企 業の高い技術力や地道な営業努力に加えて、国土交通大臣等関係閣僚によるトップセールス、国 際協力銀行(JBIC)融資等公的金融支援の体制強化、日英間の鉄道担当局長級協議の定期開催を 通じた、鉄道当局や関係企業間の関係づくり等を行い、受注が実現しました。

本プロジェクトは、官民一体となった取組みが実を結んだ案件受注と言え、車両の納入にとど まらず、現地に建設する車両製造工場での雇用創出等を通じて、鉄道発祥の地である英国の社会 経済にも大きく貢献するものです。

今回の受注を足がかりに、優れた我が国の鉄道システムが世界にはばたけるよう、海外展開に 向けた取組みをより一層強化してまいります。

参考) 本フロジェ	クトの受注に同けた取組み
平成21年2月	日立製作所等の企業連合が、優先交渉権を
平成22年4月	制度改正により、国際協力銀行(JBIC)の
平成22年5月	英国政権交代に伴い、本プロジェクトは歳
	→その後、総理、国土交通大臣等の関係閣
平成23年3月	英国運輸省が、日立連合との交渉再開と、
平成23年9月	ハモンド英国運輸大臣(当時)が訪日し、
平成24年7月	日立製作所等の企業連合が、受注

IEP 路線図



各種協議会を活用した官民での情報収集の強化

各種協議会(海外水インフラPPP協議会、海外道路PPP協議会、海外鉄道推進協議会、海外港湾 物流プロジェクト協議会、海外エコシティプロジェクト協議会)の開催を通じて、官民がインフラプ

を獲得 の先進国向け高速鉄道事業への投資金融が可能に 歳出削減のための見直し対象に 閣僚が、英国への働きかけを実施 正式契約締結を目指す旨を発表

新幹線の試垂等を実施

IEP向け車両イメージ



第 9 章

略的国際展開と国際貢献の強化

ロジェクト等について情報共有・意見交換等を行っている。

平成24年度の取組みとしては、7月に第3回海外港湾物流プロジェクト協議会を開催し、ミャン マーにおける港湾物流プロジェクトを推進するため、ミャンマーワーキンググループを設置した。 25年2月には第4回海外水インフラPPP協議会を開催し、インドネシア、ミャンマー、アラブ首長 国連邦、ベトナムの4箇国から政府高官等を本協議会に招へいし、各国のニーズや水インフラ整備計 画を共有するとともに、我が国企業の水インフラに係る技術・ノウハウを各国にアピールした。ま た、同月には第4回海外道路PPP協議会を開催し、ミャンマーにおける道路プロジェクトの情報交換 や我が国企業の道路分野の技術・ノウハウの共有を行った。

3 ソフトインフラの積極的な展開

我が国がこれまで築き上げてきた制度・基準、技術・運用ノウハウ等のソフトインフラについて、 世界への展開・国際標準化等を行い、我が国企業が進出するための環境整備を行っている。具体的に は、自動車基準認証制度等の構築、港湾EDI(港湾関係手続を処理する電子システム)の導入支援、 物流システム、航空管制システム、防災パッケージ、ITS(高度道路交通システム)、グリーンビル ディング/シティ技術(環境に配慮した建築物や都市の普及に向けた方策)の海外への展開に取り組 んでいる。

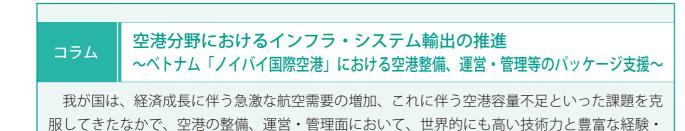
4 資金調達を通じた我が国企業の国際展開支援

国土交通省は、我が国企業のインフラ輸出に対する金融面での支援体制を強化するための働きかけ を行っており、平成22年には、国際協力銀行(JBIC)の先進国向けの投資金融の対象に高速鉄道・ 都市鉄道、水分野等が追加された。同投資金融解禁後初めての高速鉄道事業へのJBIC 融資は、英国 の高速鉄道車両更新プロジェクトに対して行われた(コラム「140年の時を経て、鉄道の母国・英国 へはばたく我が国鉄道システム |参照)。

また、海外建設プロジェクトにおける施工技術、施工管理マネジメントの課題に関する我が国企業 からの相談窓口として、国土交通省に「海外建設ホットライン」を設置しており、相談に答えるのみ ならず、寄せられた相談事項を踏まえ、我が国建設企業が安定的に海外展開できるように相手国政府 との協議等を行っている。

さらに、発展途上国等の調達、安全、品質管理等の事業監理能力の向上を支援する目的で、我が国 の入札契約、工事安全・品質確保等の技術・ノウハウを共有するセミナーを、24年7月にカンボジ ア、9月にベトナムでそれぞれ開催している。

加えて、32年度までに建設業の新規年間海外受注高2兆円以上を目指す政府の目標を達成するた め、海外建設市場データベースの構築、在外公館からの建設産業情報の収集、建設企業の海外PPP 事業への参画のための戦略検討、人材育成の強化、契約・リスク管理の強化等を実施している。



ノウハウを蓄積してきました。国土交通省は、この強みを最大限生かすべく、空港の設計・建設 事業の実施といったハード面の支援から、供用後の運営・管理、これらを支える人材育成といっ たソフト面の支援に至るまで、相手国のニーズを形にするトータルソリューションを提供すべく、 空港分野におけるインフラ・システム輸出を推進しています。 ノイバイ国際空港第2旅客

ベトナムの首都ハノイにおける、ノイバイ国際空港への協力につい て、同空港では、経済成長に伴い利用者が急増しており、空港の能力 増強を図ることが急務となっていることから、新たに第2旅客ターミ ナルビル等を建設する事業を、平成24年2月より実施しています。こ れは、「ベトナム玄関口」となる首都の国際空港を整備するものであ り、25年は日ベトナム国交40周年でもあるなか、日本とベトナムの 親密な協力関係を示す象徴的事業の一つとなっています。

本事業については、ノイバイ空港の管理者である国営ベトナム空港会社(ACV)の要望に基づ き、ハード・ソフト両面から、国際協力の枠組みを活用して支援を実施しています。まず、空港 の設計・建設事業(ハード面)については、事業資金に円借款が活用されるとともに、日本企業 と地元企業のⅣが工事を受注し、施工管理も日本企業が実施するなど、日本の空港建設技術・ノ ウハウが活かされています。また、空港供用後の運営・管理、これらを支える人材育成(ソフト 面)については、ターミナル供用開始までに、航空会社等の関係者との調整や空港運営に必要な 人材確保・トレーニングを終了させるべく、アクションプランを作成して進捗を管理し、必要な 準備を空港建設工事と並行して進めています※。

※主なソフト面の協力項目は、①第2旅客ターミナル供用準備委員会、②専門家派遣、③人材育成であり、平成24年 に実施した支援内容は、具体的には以下のとおり。 ①第2旅客ターミナル供用準備委員会:日本側から、国土交通省、国際協力機構(JICA)、我が国の空港オペレータで ある成田国際空港(株)、ベトナム側からACVが参画し、「To Doリスト」(マネジメントコンセプトの決定、中期事 業計画の策定、航空会社やテナントとの協定や契約の締結、各種訓練及び空港使用料の設定など約300項目)に基づ いて、ターミナル供用に向けた組織体制、O&Mに関する実施計画の作成やその進捗管理を共に実施 ②専門家派遣:本事業で導入されるハイドラント方式の給油システムやデータシステム等、先進技術を取り入れたシ ステムに関して、ACVが自らそれらのシステムに係るO&Mを適切に実施できるよう技術支援を実施。給油システム の長期専門家として、職員の現地派遣を実施 ③人材育成:ACV関係者を日本に招へいし、空港のO&Mに関する研修、日本の国際空港の施設見学、ターミナル管理 事業者との意見交換等を実施

今後のインフラ・システム輸出戦略の検討

平成24年5月に「インフラ海外展開推進のための有識者懇談会」を開催し、計6回の懇談会を通 じて、インフラ海外展開のこれまでの取組みを評価・検討して今後の課題を洗い出した。25年2月 には課題克服に向けた戦略及び具体的施策を内容とする最終取りまとめ「これからのインフラ・シス テム輸出戦略」を取りまとめた。(図表Ⅱ-9-1-2) 今後は、具体的施策の実施状況をレビューするとともに、新たな状況に的確に対応するため更なる 検討を行うこととしている。

と国際

貝献の強化



資料) ベトナム空港会社 (ACV)



国際協力・国際連携の取組みを通じたイニシアティブの発揮 第2節

国土交通省では、各国との間で多国間・二国間の会合等を通じて、発展途上国を中心に、研修員の 受入れやセミナー等を通じた人材育成への協力、IICA等の関係機関と連携した専門家派遣等を行っ ている。また、アジア地域、交通分野における国際連携、防災分野での協力、国際的な水問題への対 応等の取組みを通じてイニシアティブを発揮している。

(1) アジア等新興国地域における国際連携

アジアにおける多国間での国際連携の取組みとして、「日 ASEAN 交通連携」の枠組みの下、物流や 安全、環境等の様々な分野で協力プロジェクトの強化を推進している。平成24年11月には、インド ネシアで「第10回日ASEAN交通大臣会合」が開催され、日本から提案された「ASEANにおける質 の高い交通の推進」が今後10年間の日ASEAN間連携の基本的な考え方として合意されるとともに、 交通の安全・安心の向上を図るため、①交通運輸技術連携プログラムの推進、②交通分野における防 災協力の推進、③内航船舶の海上安全改善協力の推進、④新港湾保安向上行動計画の策定の4つの新 規プロジェクトが承認された。

ミャンマーに対しては、同年11月にミャンマー運輸大臣と国土交通大臣の間で、交通分野におけ る両国間の協力の覚書を締結し、定期的なハイレベル協議の場の設置や人材の育成・交流等、両国間 で具体的な協力を進めていくことについて合意した。

インドネシアに対しては、同年7月、インドネシアにおいて第3回日インドネシア交通次官級会合 を開催し、両国において「安全で質の高い交通システム」の構築を目的に、交通関係の制度やシステ ム等のソフトインフラについて意見交換を実施するとともに、引き続き交通分野における両国間の協 力を推進していくことを確認した。

ベトナムに対しては、同年10月、東京において第3回日ベトナム交通次官級会合を開催し、両国

が、ハード・ソフトの交通インフラの整備事業について議論し、分野ごとに情報や認識の共有、今後 の一層の連携の確認を行った。インドに対しては、同年10月、インドにおいて第1回インド高速鉄 道システム推進のための日印次官級会議を開催し、高速鉄道分野における両国間の具体的な協力を推 進していくことを確認した。

ロシアに対しては、同年6月、「日露運輸作業部会」を立ち上げ、東京において第1回次官級会合を 開催し、極東をはじめとしたロシアの運輸インフラの近代化等に向けて協議していくことを確認した。

(2) 交通分野における国際連携

国際交通大臣会議(International Transport Forum)は、54箇国の交通担当大臣を中心に、年1回、 世界的に著名な有識者・経済人を交え、交通政策に関するハイレベルかつ自由な意見交換を行う国際 枠組みであり、これまで、交通分野に関する気候変動問題、グローバリゼーション等に関して議論を 行ってきた。

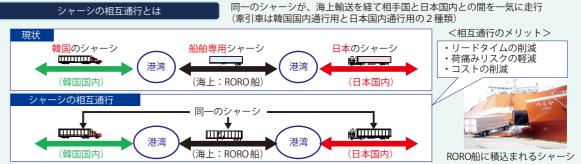
平成24年5月の大臣会合では、「シームレスな交通」をテーマとして、議論が行われた。我が国は、 アジアの国として初めて議長国を務め、経済の成長の促進、貿易の促進、雇用・教育・社会サービス へのアクセスの改善等のために、シームレス化を進める旨の大臣宣言を取りまとめた。今後とも我が 国は、アジアの主要メンバーとして主体的に会議に参画していく。

コラム 韓国・釜山にて第4回日中韓物流大臣会合の開催

日中韓三国は、2006年(平成18年)より2年おきに開催している日中韓物流大臣会合等の政 府間対話を通じ、シームレスで環境にやさしい物流システムの実現に向け、相互に協力した取組 みを行っています。

2012年(24年)7月には、韓国・釜山において第4回日中韓物流大臣会合を開催しました。同 会合において、①シャーシ^{注1}の相互通行の一層の推進、②北東アジア物流情報サービスネット ワーク^{注2}の機能充実、③パレット^{注3}等の物流資材の標準化の一層の推進、④日中韓三国間のグ リーン物流に係る協力の強化の4点をはじめとする今後の物流協力の方向性について日中韓三国 間で合意し、共同声明^{注4}を発表しました。同会合の合意に基づき、日韓両国が協力して、両国間 において両国のシャーシがそれぞれ相手国の現行法令の適用を受けて相互通行するパイロットプ ロジェクトを実施しております。

また、同会合に併せて民間企業や研究機関等が参加するセミナーが開催されました。セミナー では、日中韓三国の民間企業が、シャーシやRORO船^{注5}を利用した北東アジアにおけるシームレ ス物流の構築等、日中韓三国における物流の発展に向けた提案について発表しました。





戦

日韓シャーシの相互通行に係るパイロットプロジェクト

・平成24年7月16日の日中韓物流大臣会合において、日韓の間で「パイロットプロジェクトを本年後半より実施するために相互に 協力する」ことについて、両国で合意。 【パイロットプロジェクトの概要】

- ・釜山~下関航路を経由し、日産自動車九州(株)の製造拠点に向けて、韓国製自動車部品を両国のシャーシを用いて韓国か ら日本に輸送。
- ・ 「
 「
 国の関係法令がそれぞれ適用される前提で、事業者の申請に基づき両国が協力して実施。 ・日本のシャーシの韓国国内通行については平成24年10月10日から開始。
- ・韓国のシャーシの日本国内通行については平成25年3月27日から開始。

資料)国土交通省

- 注1 動力を持たない被牽引車両
- 注2 日中韓がそれぞれ構築している港湾の物流情報システムを相互接続し、日中韓の港湾間の船舶の入出港情報、コン テナの動静情報等をインターネット上で一元的に幅広く把握できるようにする取組み
- 注3 荷役時に、梱包・集約された複数の貨物を、機械を用いて効率的にコンテナに搬出入する際に必要な荷台
- **注4** 共同声明の概要については、以下のウェブサイトで公表 http://www.mlit.go.jp/common/000217815.pdf
- **注5** シャーシなどの車両を収納する車両甲板を持つ貨物船

コラム

アジア初の議長国として交通サミットの成功に貢献 ~国際交通大臣会議(ITF)~

ITFでは、毎年1回、加盟54箇国の交通担当大臣、企業トップ、学識経験者等が集まって、交 通政策をめぐる課題について議論を行う「交通サミット」を開催しています。交通サミットは、 交通担当大臣が集まり、交通分野全般をテーマとして議論を行う唯一の場であり、各国の経験を 共有し、課題の解決を模索する場として活用されているほか、産官学の垣根を越えた人的ネット ワーク、新たな協力関係の構築にも大きく貢献しております。各年のテーマは、世界的な交通に 係る重要課題の中から選定されており、これまで、「気候変動問題」、「グローバリゼーション」、 「イノベーション」、「社会」をテーマとして議論を行い、交通政策の新たな方向性を打ち出して きました。

−平成24年に開催されたサミットでは、「シームレスな交通」^注というテーマの下、我が国がアジ アで初めて議長国を務め、重要な役割を果たしました。特に大臣セッションでは、国土交通大臣

が議長を務め、加盟国大臣による政策宣言「シームレス な交通 | の採択に大きく貢献しました。この宣言では、 交通モード間の乗継ぎやインフラ不足などのシーム(継 ぎ目)の問題を解消するために各国大臣は協調する旨宣 言しています。

また、全体会合では、国土交通副大臣が発表を行い、 我が国における「シームレスな交通」の現状として、高 速鉄道等の優れた都市間交通を紹介するとともに、多く の国が今後直面することになる高齢社会においては 資料 IFF



加盟国交通担当大臣等

「シームレスな交通」を達成し、バリアフリー化した公共交通整備が必要である旨強調しました。 さらに、海賊対策を議論するセッションでは、海賊問題の現状と課題について議論し、IMOで

検討を進める旨の共同宣言をとりまとめました。 また、ITFには、世界から著名なスピーカーが参加し ており、イタリアの鉄道事業者Nuovo Transporto Viaggiatori最高経営責任者のGiuseppe Sciarrone氏や、 OECD事務総長のAngle Gurría氏が基調講演を務めまし た。我が国からも、宮原日本郵船株式会社会長、葛西東 海旅客鉄道株式会社(JR東海)会長、清野東日本旅客鉄 道株式会社(JR東日本)会長等がスピーカーとして会議 に参加し、我が国交通システム等を紹介するなど、議論 を深めました。

```
実施しました。
```

(3)防災分野の協力

海外で災害が発生した際に派遣される国際緊急援助隊の救助チームや専門家チームに、国土交通省 及び海上保安庁から専門家が参画している。近年では、中国四川大地震(平成20年)、ニュージーラ ンド南島で発生した地震(23年)等へ派遣された救助チームに参加した。23年にタイで発生した洪 水に対しては、官民連携の専門家チームとしての排水ポンプ車や排水対策の専門家を初めて海外であ るタイに派遣した。

また、海外における被災地の教訓を我が国の防災対策へ活かすことを目的に、24年度は、タイ(洪 水)、米国(ハリケーン・サンディ)等の被災地で現地調査を実施した。特に、ハリケーン・サン ディは、ニューヨークを直撃し極めて甚大な被害をもたらしたが、これは先進国の大都市で発生した 初めての大規模水害であることから、この教訓を我が国の首都圏等の水害対策に活かすことを目的 に、国土交通省・防災関連学会合同の調査団を派遣した。

東日本大震災等によって得られた教訓や、上述したタイの洪水に対する我が国の取組みの成果を踏 まえ、アジアをはじめとする災害に脆弱な国に対して、現地のニーズに応じて、防災能力の向上に資 する対策をヒト・モノ・ノウハウを合わせて総合的に提供する「防災パッケージ」を戦略的に世界へ 展開する取組みを進めている。

具体的には、我が国の防災に関する技術や経験を各国と共有し、当該国における防災能力向上への 貢献と防災分野のビジネス機会創出を目的に、24年11月には南アフリカ、25年1月にはミャンマー、 インドネシアを対象に、水・防災に係るワークショップを開催した。

防災の主流化に向けた水災害分野の取組み コラム

「防災の主流化(Mainstreaming Disaster Risk Reduction)」という言葉は、国際防災戦略 (UNISDR) という国連機関が設置されて以来、用いられています。現時点まで明確な定義はあり ませんが、





- 1. 各国政府が、「防災」を政策の優先課題とすること
- 2. すべての開発政策・計画に「防災」を導入すること
- 3.「防災」に関する投資を増大させること

の3点の主旨で使用されています。

世界では、タイの洪水(平成23年9-12月)に見られるように、水災害の頻発化、激化が世 界各地で発生しています。アジアにおける水関連災害による被害人口は、全世界におけるすべて の災害被害人口の約85%を占めているにもかかわらず、水災害対策は取組みが遅れており、防災 の面と水管理の面が一体的に強化される必要があります。このような中、24年3月には、第6回 世界水フォーラム、6月には国連持続可能な開発会議(リオ+20)が開催され、国際的な水問題 の中で水災害について議論がなされています。

日本は、東日本大震災(23年3月)から得られた教訓を世界と共有することを目的に、24年7 月には、「世界防災閣僚会議in東北」を主催するとともに、同年10月には、昭和39年以来48年 ぶり、2度目となる「国際通貨基金(IMF)・世界銀行年次総会」が日本で開催されました。総会 には、世界各国財務相らが参加し、防災についての集中議論がなされました。また、総会に併せ、 世界銀行、国土交通省、国際協力機構(JICA)の共催により、「東日本大震災からの教訓セミナー」 が開催され、東日本大震災からの教訓を活かし、途上国における「防災の主流化」に向け、日本 を含む世界各国はどのように支援ができるかについて議論がなされました。

こうした流れを踏まえ、25年3月、ニューヨーク の国連本部において、国連事務総長、国連水と衛生 に関する諮問委員会(UNSGAB)と水関連災害有識 者委員会(HLEP/UNSGAB)の共催により、水と災 害に関する地球規模の行動に向けた方向性に関する 議論を行うことを目的として、水と災害に特化した 国連初の会合である「水と災害に関する特別会合」 が開催されました。同会合には、皇太子殿下がご出 席になり、日本の災害の記録と現在の防災に関する 知恵を結び付けることで、災害に対してより備えの

国連水と災害に関する特別会合



資料)水関連災害有識者委員会(HLEP/UNSGAB)

できる社会を構築できる旨の基調講演をなさいました。国土交通省からは技監がパネリストとし て登壇し、東日本大震災による津波の経験から得た教訓について発言をしました。

27年、国際社会が防災分野における重要な指針としている兵庫行動枠組^{注1}が見直し時期を迎え ます。日本で開催予定の第3回国連防災世界会議に向け、兵庫行動枠組に続く新たな枠組の策定 に向けた議論や、27年より先の新たな国際開発目標(ポストMDGs(ミレニアム開発目標: Millennium Development Goals))^{注2}のターゲットや指標に防災の要素を位置づけることを含め、 開発及び国際協力における「防災の主流化」を促進し、実効性をもった取組みを進めていくこと としています。

- 注1 17年1月、兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議において採択された17年-27年に各国・機関が取り 組むべき防災施策のガイドライン。
- 注2 12年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめら れた開発分野における国際社会共通の目標。極度の貧困と飢餓の撲滅、環境の持続可能性確保等、27年までに達成 すべき8つの目標を掲げている。

(4) 国際的な水問題への対応

水問題は地球規模の問題であるという共通認識の高まりを反映し、第6回世界水フォーラム(平成 24年3月)、国連持続可能な開発会議(リオ+20)(同年6月)、国連水と災害に関する特別会合(25 年3月)等、国際会議の場で水問題についての議論が行われた。 国土交通省では、水問題解決のための有効な手法として国際的に共通認識とされている総合水資源 管理(IWRM)計画の策定支援のため、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)を中心とした「河川 流域におけるIWRMガイドライン」の作成に協力するとともに、UNESCOやアジア河川流域ネット ワーク(NARBO)と連携してIWRMの普及・促進に貢献している。また、北九州市、大阪市、東京都、 横浜市、神戸市、福岡市及び国土交通省等からなる連合体である水・環境ソリューションハブを発足 させ、セミナーや現地調査、研修を通して、途上国に下水道事業の経験、ノウハウを提供している。

さらに、世界の水災害の軽減に向けて、災害予防が持続可能な発展の鍵であるという国際共通認識 を形成するため、我が国の経験・技術を発信するとともに、水災害予防の強化に関する国際連帯の形 成に努めている。また、UNESCOの協力機関として認定を受けている土木研究所内の水災害・リスク マネジメント国際センター(ICHARM)では、衛星情報を活用した総合洪水解析システム(IFAS)や 降雨流出氾濫モデル等解析技術等の研究開発を行っており、これらの成果を活用し、修士課程水災害 リスクマネジメントコースや、水災害リスクマネジメントに係る各種短期研修での研修生受入れ等の 人材育成に取り組んでいる。また、UNESCOやアジア開発銀行と共同し、アジアの水災害に脆弱な 国・地域を対象に、洪水予警報システムの構築やワークショップの開催等を通じた技術協力・国際支 援を実施している。

コラム ISO国際水ワークショップの開催

多くの公的な国際標準を作成するISOは、 平成23年3月に開催された理事会におい て、上下水道等の水に関連する国際規格化 を推進すべく、新規タスクフォース "Implementation Task Force on Water" & 設置しました。その後、タスクフォースの 勧告に従い、①水に関連する規格開発の認 _{資料)国土交通省} 識を向上し、それに係わる技術を広め、水



の知識及びベストプラクティスを共有し、世界規模で必要とされるソリューションを広めること、 ②世界的な水への挑戦に取り組むための規格化の提案及び調査を行うこと、③水分野における新 たなISO規格の開発のための優先順位を特定し、具体的な行動計画を特定することを目的とし、 24年7月25日~26日に「日本において水に関する国際ワークショップ」が開催されました。 ワークショップには22カ国から約150名の関係者が参集し、水分野の国際標準の取組みについ て議論を行いました。その結果、優先的にISO規格を開発すべき項目として、①漏水対策、②下 水再生利用、③下水汚泥有効利用、④浸水対策等の14項目が決定されました。 ワークショップの結果を踏まえ、汚泥の有効利用や再生水に関するISOへの規格提案が行われ

ており、水分野の標準化が一層加速化していくと見込まれます。



第 9 章

略的国際展開と国際貢献の強化

多国間・二国間交渉・連携等を通じた取組み 第3節

経済連携・国際機関への対応

(1)世界貿易機関(WTO)への対応

WTOドーハ・ラウンド交渉において、一層の貿易自由化を目指し、我が国は、サービス貿易交渉 において、海運・建設分野における複数国会合の議長を務めるなど、各分野における交渉に積極的に 参加している。平成24年初頭からは、ドーハ・ラウンド交渉全体が停滞する中で、日本を含む有志 国は、21世紀にふさわしい新サービス貿易協定の策定に向けた議論を並行的に進めてきた。また、 政府が行う調達に関する規律を設けている政府調達協定(GPA)については、手続の透明性の確保と 市場参入の拡大を図ることを目的とした改正交渉が、23年12月に行われたWTO/GPA改正交渉関 係閣僚会合において妥結した。

(2) EPA/FTA(経済連携協定/自由貿易協定)締結への対応

我が国は、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進することと している。平成25年3月時点では、世界の国・地域と13のEPA/FTAが発効している。このような 協定の中で我が国の運輸、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国にお ける外資規制の撤廃・緩和等のサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する市場開放及び参加 機会の拡大を推進するとともに、人的交流拡大の観点から、相手国との観光分野における二国間協力 にも取り組んでいる。

2 国際機関への対応

(1) アジア太平洋経済協力(APEC)への対応

国土交通省では、APECの交通・観光分野に係る大臣会合及び作業部会を中心に積極的に取り組ん でいる。平成24年7月には第7回観光大臣会合がロシアで開催され、東日本大震災での各加盟国・ 地域からの支援に対する感謝を伝えるとともに、震災から得た教訓を共有した。24年8月には交通 大臣特別会合がロシアで開催され、我が国はサプライチェーンの改善における交通大臣の役割及び APEC加盟国・地域との協力について発表した。それぞれの大臣会合において採択された大臣宣言が 同年9月に開催された首脳会議における首脳宣言に盛り込まれた。特に観光分野については、経済発 展における観光の重要性や旅行円滑化等が盛り込まれた。また、25年9月には、第8回交通大臣会 合が東京で開催される予定である。

(2)経済協力開発機構(OECD)への対応

国土交通省では、OECDの下部組織のうち、造船部会、地域開発政策委員会(TDPC)、OECD及び 国際交通フォーラム(ITF)が共同で設置している共同交通研究センター(JTRC)に参画している。 OECD造船部会では、健全な造船市場の構築、公正な競争条件の整備及び新興造船国との対話強化 に取り組んでいる。TDPCでは、国土・地域政策等に関する各加盟国の政策レビュー、グリーン成長 戦略における都市などの政策の検討や、コンパクトシティ政策、被災地の力強い回復等の調査等に積 極的に取り組んでいる。ITRCでは、道路の運用、維持管理、整備のための財源の最適化、異常気象 や気候変動に対するインフラの適合等の研究ワーキングへ参画し、加盟国に共通した政策課題につい て調査研究を行っている。

(3) 国際海事機関 (IMO)、国際労働機関 (ILO) への対応 我が国は世界有数の海運・造船国として、IMOの活動に積極的に参加し、主導的な役割を果たし ている。平成24年1月にはIMO事務局長に日本人が初めて就任した。IMOの組織・予算改革をはじ め、船舶からの温室効果ガス削減対策、ソマリア沖海賊対策、旅客船の安全の確保等の重要課題への 取組みが進められており、我が国もこうした課題に積極的に貢献している。 また、ILOについては、18年に採択された船員の労働環境の向上及び国際海上輸送における公正 な競争条件の確立を図る「海上労働条約」に関し、国内関係者間において本条約に対応した国内制度 の策定に関する検討・調整を実施するなど、本条約の締結に向けた取組みを進めている。

(4) 国際民間航空機関 (ICAO) への対応

ICAOは、国際民間航空の安全かつ整然とした発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営 に向け、一定のルール等を定めている。我が国は加盟国中第2位の分担金を負担し、また、第1カテ ゴリー(航空輸送において最も重要な国)の理事国として、ICAOの諸活動に積極的に参加し、国際 民間航空の発展に寄与している。

3 各分野における多国間・二国間の取組み (1) 建設分野

平成24年5月にシンガポールで鋼構造による高層建築物普及セミナーを開催し、東南アジアでの 鋼構造建築の普及・啓発を図るとともに、建設分野における課題の解決や協力関係の構築を目的とし て、同年7月に日台公共建設交流会議を、同年10月に日インド建設会議を、25年2月に日モンゴル 建設投資セミナーを開催した。また、同年3月には、建設人材の育成方策等の協力関係の構築等を目 的として、日ベトナム建設会議を開催した。

(2) 水管理・国土保全分野

ベトナムでは、平成24年6月に農業農村開発省と水資源施設管理の協力に関する覚書を締結し、 11月に現地でセミナーを開催するなど、水資源分野での協力を強化している。建設省との間では、 22年に締結した下水道分野に関する協力覚書に基づき、技術協力を行っている。

インドネシアでは、25年1月に公共事業省と共催したワークショップや、二国間の下水再生水水 質基準検討会議、24年2月に公共事業省と締結した覚書に基づく砂防ワークショップ等を通じて協 力を行っている。

南アフリカとの間では、水省との共同決議に基づき、同年11月に東京で第2回日・南アフリカ水 資源管理ワークショップを開催し、協力関係を強化している。 ブルガリアでは、同年10月にセミナーを開催し、管路アセットマネジメントの重要性を説明し、

我が国企業がブルガリアにて管路更生の工事を受注した。 4年に1度開催される土砂災害・洪水分野などの防災に関する国際学会「インタープリベント」及 び砂防行政官会議に参加し、スイス、オーストリア等5箇国と砂防技術の交流を図った。 韓国、中国、フランス、イタリア及び米国との間では、河川・水資源管理等に係る二国間会合を開

催し、情報交換、技術協力等を推進している。



(3) 道路分野

インド、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、ラオスでセミナーを開催し、我が国 の道路技術を紹介するなど、積極的な取組みを行った。

さらに、計画段階から建設、運営・維持管理の幅広い視点にて、オールジャパンの官民共同体制で 「日本高速道路インターナショナル株式会社」等とともに、海外展開を推進している。

また、世界道路協会(WRA)では、我が国が実行委員を務めるとともに、15の技術委員会に参画 するなど、道路及び道路交通に関する技術交流・情報共有を推進している。平成24年10月、同協会 が主催する総会・実行委員会において、日本の交通安全の取組みを世界各国に発信した。

このほか、ITS(高度道路交通システム)分野では、日米間、日欧間の協力覚書に基づく日米欧の 三極での協調体制を確立しており、今後の研究開発、普及促進に向け定期的な会合を開催している。 また、同年10月にウィーンで開催されたITS世界会議に参加し、各国との連携・協力の強化を図る とともに、東京での次回会議(25年10月)開催に向け、世界の関係者へ日本におけるITSの取組み をアピールした。

(4)住宅・建築分野

韓国、中国、フランス、カナダ及びドイツとの間で定期的に二国間会合を開催し、住宅政策、建築 基準、建築技術等に関する情報交換等を行っている。

(5) 鉄道分野

米国、ブラジル、ベトナム、インド、タイ等の高速鉄道計画について、省エネルギー性に優れ、安 全・安定・高頻度・大量輸出を強みとする我が国の新幹線技術の導入に向けた取組みを進めている。 また、都市鉄道についても技術協力を実施し、海外展開を積極的に推進している。

さらに、平成24年4月より、海外展開体制の整備を図るべく、鉄道事業者を中心としたオールジャ パン体制による海外鉄道コンサルティング会社(「日本コンサルタンツ株式会社」)が営業を開始し、 相手国における案件形成支援を実施している。

(6)海事分野

平成24年5月に、日ノルウェー海事分野の協力覚書を踏まえたワークショップを開催し、省エネ 船舶の普及促進等について、国際的な議論の主導のため連携することで合意した。

また、インドネシア、ミャンマー及びタイ等に対して、内航海運の振興や造船分野での協力等、海 事分野における国際協力を進めた。

このほか、主要海運国との間で定期的に二国間会合を開催しており、24年度は英国及び韓国との 間で会合を開催し、海事分野に係る重要課題に関する情報交換等を行った。

(7) 港湾分野

ミャンマー等を対象に、港湾背後の開発と一体になった港湾物流プロジェクトの案件形成調査を実 施するなど、今後の港湾開発が見込まれる国々における日本企業の進出を積極的に支援している。

平成24年10月に、日中韓三箇国により、第13回北東アジア港湾局長会議を開催し、共通する港 湾政策について話し合った。また、日本人が副会長を務める国際航路協会(PIANC)や国際港湾協会 (IAPH)を通じて、我が国の技術基準の海外展開の推進や情報交換を多国間の場で行っている。

(8) 航空分野

我が国と空域を接するアジア太平洋地域を中心に、航空安全、航空管制、インフラ・システム輸出 に向けた取組み等を実施している。平成24年には、二国間の取組みとして、中国と航空政策対話を 実施した。また、同年10月には第49回アジア太平洋航空局長会議において、航空安全の課題と対策 の検討に加え、航空管制の現状と将来計画について意見交換を行った。

(9) 物流分野

平成24年7月に開催された第4回日中韓物流大臣会合における合意に基づき、シャーシの相互通 行の推進、北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)の機能強化、パレットの品質や 荷役機器の寸法等の標準化等について、日中韓3国間の協力を推進している。

(10) 測量・地図分野

UNCE-GGIM^{注1}に積極的に参画し、地球規模の測地基準系の構築に貢献するとともに、地球地図プ ロジェクト^{注2}推進のため、地球地図第2版整備に向けた途上国への技術支援、リオ+20^{注3}等の場を 通じた普及活動を実施している。

さらに、UN-GGIM-AP^{注4}の事務局長を務めるほか、関係各国と協働で地殻活動監視を推進してい る。このほか、第10回UNCSGN^{注5}及び第18回IHC^{注6}において政府代表団として地名表記に関する 議論等に参加している。第6回UNCSGN以降、韓国等は、「日本海という名称を東海(East Sea)に 改称するか併記すべき」との主張を繰り返している。国土交通省は、外務省等関係省庁と連携し、国 際社会に呼称「日本海」への正しい理解と支持を求めている。

(11) 気象・地震津波分野

世界気象機関(WMO)の枠組みの下、気象観測データや技術情報の相互交換に加え、我が国の技 術を活かした台風や気候等の情報を各国に提供し、世界の気象業務の実施・推進に協力している。ま た、国際連合教育科学文化機関・政府間海洋学委員会(IOC)の枠組みの下、北西太平洋における津 波情報を各国に提供し、沿岸諸国の津波防災に貢献している。

(12) 研究分野

我が国の優れたインフラ関連技術等のアジア諸国への普及を見据えて、ベトナム、インドネシア、 インド等との研究連携ロードマップに基づき、現地適応性を高めた環境舗装等の建設技術の基準類の 共同開発等を行っており、共同ワークショップの開催、現地 IICA 専門家との連携、中堅・若手研究 者の交流を推進している。

注4 国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会

注6 国際水路会議

注2 地球環境問題の分析等に必要な基盤的な地理情報データベース(地球地図データ)を世界各国の地理空間情報当局の自 注3 1992年のリオ地球サミットから20周年にあたる2012年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可 的国際

(献の強化

注1 地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会

主的協力の下で整備するプロジェクト

能な開発会議」の略称

注5 国際連合地名標準化会議

(13) 海上保安分野

北太平洋海上保安フォーラム(日、加、中、韓、露、米6箇国)及びアジア海上保安機関長官級会 合(アジア17箇国・1地域)並びにロシア、韓国、インドとの二国間長官級会合・連携訓練等を通 じて、捜索救助、海上セキュリティ対策等の各分野で海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進し ているほか、国際海事機関(IMO)、国際水路機関(IHO)、コスパス・サーサット理事会、国際航路 標識協会(IALA)等、国際機関を通じた国際貢献にも努めている。

「アレクサンダー・ダルリンプル賞」を我が国がアジアで初受賞 コラム

元海上保安广海洋情報部長西田英男博士(在任期間:平成 14年4月~16年3月)が、24年10月2日、ロンドンにて英国 水路部より、海図の作成や普及等を通して世界中の船舶の航海 安全に顕著な貢献をした個人に贈られる「アレクサンダー・ダ ルリンプル賞 (Alexander Dalrymple Award)を受賞しました。

同賞は、18世紀末の英国初代水路部長であるアレクサン ダー・ダルリンプルの名前を冠したもので、2006年(18年) に国連総会で採択された「世界水路の日」(6月21日)を記念 して制定されました。これまでに、毎年1人ずつ、世界の海図 の作成等に関する水路業務の分野で著名な6名(順に、英、英、 独、南ア、仏、米)が受賞しており、西田博士はアジアでは初 の受賞となります。

西田博士は海洋情報部在籍時、アジアを中心とした途上国で

資料)海上保安庁

受賞した西田元海洋情報部長(右)

とモンクリーフ英国水路部長(左)

の海図作成に関する能力向上に精力的に取り組まれました。今回の受賞では、この取組みと、そ れを通した船舶の航海安全確保への貢献が受賞の理由となっています。

また、英国水路部は今回の受賞に当たって、海洋情報部が東日本大震災への対応で果たした、 海上からの被災地への救援物資運搬ルートの確保等における役割について、その過程での西田博 土の係りにも言及しつつ、災害復旧において水路当局が果たすべき役割の重要性を世界に示した ものであるとの評価も表明しています。

英国は海事分野で世界をリードする存在ですが、海図の分野でも同様で、現在、英国製の海図 は国際航海を行う船舶の7割に使われています。我が国も、

明治4年、水路部(現海洋情報部)が設立された当時、英国 からの技術指導により出発した歴史があります。

英国の技術指導を受けはじまった我が国の水路業務が、現 在の海事大国である英国から高く評価されたということは大 変感慨深いことであり、大きな意義を感じます。国土交通省 において技術分野に携わる者にとって励みとなる受賞であ り、今後とも、世界的視野を持ち、更なる技術力の向上を目 指しつつ、航海安全のための水路業務の推進に努めてまいり ます。

海図を見ながらの研修風景



国際標準化に向けた取組み 第4節

(1) 自動車基準・認証制度の国際化

安全で環境性能の高い自動車を早期・安価に普及させるため、我が国は国連欧州経済委員会自動車 基準調和世界フォーラム(UNECE/WP29)等に積極的に参加し、安全・環境基準の国際調和を推進 するとともに、その活動を通じ、日本の新技術を国際的に普及させていくこととしている。このよう な活動を推進するため、平成23年6月、官民の代表者からなる「自動車基準認証国際化ハイレベル 会議|において取りまとめられた「自動車基準認証国際化行動計画」に沿って、①日本の技術・基準 の戦略的国際基準化、②アジア諸国との連携、③全世界的かつ車両単位の相互承認の実現、④基準認 証のグローバル化に対応する体制の整備を着実に実施し、自動車基準認証制度の国際化を推進してい る。

(2) 鉄道に関する国際標準化等への取組み

欧州が欧州規格の国際標準化を積極的に推進するなど、我が国鉄道システムの海外展開に当たっ て、国際標準化への対応は重要な課題である。我が国の優れた技術が国際規格から排除されると既存 の国内規格が淘汰される可能性があるなど、鉄道関係産業に大きな影響を与えるため、戦略的対応が 必要である。このため、「鉄道技術標準化調査検討会」では、鉄道技術に関する学識経験者や鉄道関 係産業と協力して、鉄道の国際規格戦略の審議、国際規格に関連する国内規格対応の審議等、積極的 な活動を行っている。

平成24年は、4月に設置された国際標準化機構(ISO)の鉄道分野専門委員会(TC269)の議長へ 日本人が就任するとともに、第2回総会を日本へ誘致するなどの成果を上げた。

また、我が国鉄道システムの更なる海外展開のため、(独)交通安全環境研究所が同年9月に、我 が国では初めて鉄道分野における国際規格の認証機関として(独)製品評価技術基盤機構(NITE) 認定センター(IA Japan)より認定を取得した。

(3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

国際的な海上運送事業は、様々な国籍の船舶・船員により営まれており、安全や環境保護に関する 国際的な統一ルールに従い、適正かつ公平な競争条件の下で営まれる必要がある。我が国は従来よ り、SOLAS条約、MARPOL条約、STCW条約等の船舶や船員に関する条約等による国際基準の策定 作業に積極的に参画し、貢献してきている。平成24年には、我が国の主導により、安全かつ環境に 配慮した船舶の解体を目的としたシップリサイクル条約関連ガイドラインが策定されるなどの成果を 挙げた。

(4) 土木・建築基準及び認証制度の国際調和

近年、市場の国際化が進展している土木・建築・住宅分野における外国建材の性能認定や評価機関 の承認等の制度の運用、IICA等による技術協力等の施策を実施し、ISOによる設計・施工技術の規格 制定に参画するなど、土木・建築基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。また、我が 国の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類 の整備・改定等について検討を進めている。

第 9 章

(5) 高度道路交通システム(ITS)の国際標準化

効率的なアプリケーション開発、国際貢献、国内の関連産業の発展等を図るため、ISOや国際電気 通信連合(ITU)等の国際標準化機関におけるITS技術の国際標準化を推進している。

特にITSの国際標準化に関する専門委員会(ISO/TC204)に参画し、スマートウェイの国際標準 化を推進するとともに、欧米政府と協調し、ITSの標準の調和に取り組んでいる。また、自動車基準 調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)において、先進安全自動車(ASV)に係る国際基準の策定 等を目指した活動を行っている。

(6) 地理情報の標準化

地理空間情報を異なる地理情報システム(GIS)間で相互利用する際の互換性を確保することなど を目的として、ISOの地理情報に関する専門委員会(ISO/TC 211)における国際規格の策定に積極 的に参画している。併せて、国内の地理情報の標準化に取り組んでいる。

(7)技術者資格の海外との相互承認

APECエンジニア相互承認プロジェクトでは、参加国・地域間における技術資格の相互承認に基づ く有資格技術者の流動化を促進している。APECアーキテクトプロジェクト(建築家登録制度)では、 我が国は、平成20年7月にオーストラリアとの「APECアーキテクト日豪二国間相互認証協定」、21 年7月にニュージーランドとの「APECアーキテクト日本・ニュージーランド二国間相互受入覚書」 に署名し、建築設計資格者の流動化を促進している。

(8)下水道分野

「知的財産推進計画2010(平成22年5月21日策定)」に基づき、下水道分野で国際展開を目指す 我が国企業が高い競争性を発揮できる国際市場を形成することを目的として、戦略的な国際標準化を 推進している。現在、再生水の灌漑利用に関する専門委員会(ISO/PC253)やアセットマネジメン ト分野(ISO/PC251、ISO/TC224/WG6)・クライシスマネジメント分野(ISO/TC224/WG7) 等においてISO国際規格の策定に積極的に参画している。また、再生水の都市利用の国際規格につい ては、将来的なISO規格の策定も視野に検討を進めている。